

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則 新旧対照表 (案)

現 行	改 定 (案)	備 考
<p>(1) 常勤役員に支給する月額報酬 <u>及び退職慰労金</u></p> <p>第5条 理事の月額報酬は、評議員会で承認された理事の報酬総額の範囲内において、<u>理事会の承認を経て会長</u>が別表（理事報酬表）を基準として決定する。</p> <p style="text-align: center;">第3章 <u>役員退職慰労金</u></p> <p><u>(退職慰労金)</u></p> <p><u>第8条 常勤役員が退職（死亡した場合を含む。以下同じ。）した場合は、第9条の規定に基づき算出した退職慰労金を支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。</u></p> <p><u>(算出方法)</u></p> <p><u>第9条 本協会の常勤役員に支給する退職慰労金の算出方法は次のとおりとする。</u></p> <p><u>退任時最終役員月額報酬 × (第10条に定める在任年数) × (第11条に定める係数)</u></p> <p><u>(在任年数)</u></p> <p><u>第10条 在任年数は1カ年を単位として、端数は月割とし1ヵ月未満は1ヵ月に切り上げる。</u></p> <p><u>(係数)</u></p> <p><u>第11条 係数は退任時の役職により次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 会長 1. 5</u></p> <p><u>(2) 副会長 1. 4</u></p> <p><u>(3) 専務理事 1. 3</u></p> <p><u>(4) 常務理事 1. 2</u></p>	<p>(1) 常勤役員に支給する月額報酬</p> <p>第5条 理事の月額報酬は、評議員会で承認された理事の報酬総額の範囲内において、<u>報酬委員会</u>が別表（理事報酬表）を基準として決定する。</p> <p style="text-align: center;">第3章 <u>補則</u></p>	

(5) 理事 1. 1

(6) 監事 1. 1

(功労加算金)

第12条 本協会は、在任中の業務に関し著しい功労のあった常勤役員に対し、第9条の規定により算出した金額の30%を限度として、功労加算金を支給することができる。

(支給時期)

第13条 役員退職慰労金は、当該常勤役員の退任後2ヵ月以内に支給することを原則とするが、経済状況及び本協会の業績等により、当該常勤役員と協議のうえ支給時期を定めることができる。

第4章 補則

第14条 本協会は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

第15条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

第16条 この規則の実施に際し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

号俸	月額
1	200,000
2	250,000
3	300,000
4	350,000
5	400,000
6	450,000
7	500,000

第8条 本協会は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

第9条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

第10条 この規則の実施に際し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

2023年3月25日改正

号俸	月額
1	200,000
2	250,000
3	300,000
4	350,000
5	400,000
6	450,000
7	500,000

8	550,000
9	600,000
10	650,000
11	700,000
12	750,000
13	800,000
14	850,000
15	900,000
16	950,000
17	1,000,000
18	1,050,000
19	1,100,000
20	1,150,000
21	1,200,000
22	1,250,000
23	1,300,000
24	1,350,000
25	1,400,000
26	1,450,000
27	1,500,000
28	1,550,000
29	1,600,000
30	1,650,000
31	1,700,000

8	550,000
9	600,000
10	650,000
11	700,000
12	750,000
13	800,000
14	850,000
15	900,000
16	950,000
17	1,000,000
18	1,050,000
19	1,100,000
20	1,150,000
21	1,200,000
22	1,250,000
23	1,300,000
24	1,350,000
25	1,400,000
26	1,450,000
27	1,500,000
28	1,550,000
29	1,600,000
30	1,650,000
31	1,700,000

32	1,750,000
33	1,800,000
34	1,850,000
35	1,900,000
36	1,950,000
37	2,000,000
38	2,050,000
39	2,100,000
40	2,150,000
41	2,200,000
42	2,250,000
43	2,300,000
44	2,350,000
45	2,400,000
46	2,450,000
47	2,500,000

32	1,750,000
33	1,800,000
34	1,850,000
35	1,900,000
36	1,950,000
37	2,000,000
38	2,050,000
39	2,100,000
40	2,150,000
41	2,200,000
42	2,250,000
43	2,300,000
44	2,350,000
45	2,400,000
46	2,450,000
47	2,500,000
<u>48</u>	<u>2,550,000</u>
<u>49</u>	<u>2,600,000</u>
<u>50</u>	<u>2,650,000</u>
<u>51</u>	<u>2,700,000</u>
<u>52</u>	<u>2,750,000</u>
<u>53</u>	<u>2,800,000</u>
<u>54</u>	<u>2,850,000</u>
<u>55</u>	<u>2,900,000</u>

	<u>56</u>	<u>2,950,000</u>	
	<u>57</u>	<u>3,000,000</u>	